

(2019年10月1日現在)

## 新型複利定期預金規定

### 1. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残高。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の1年後の応当日から証書表面記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。

### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から払戻日（最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限）の前日までの日数および次の預入期間および元金区分に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- |            |               |
|------------|---------------|
| ① 1年以上2年未満 | 「1年以上2年未満」の利率 |
| ② 2年以上3年未満 | 「2年以上3年未満」の利率 |
| ③ 3年以上4年未満 | 「3年以上4年未満」の利率 |
| ④ 4年以上5年未満 | 「4年以上5年未満」の利率 |
| ⑤ 5年       | 「5年」の利率       |

ただし、この預金の預入日において当金庫がこの預金について金額階層ごとに約定利率を設けている場合は、一部支払い後の預金残高には、一部支払いをした日以後、この一部支払い後の預金残高が該当する金額階層の約定利率（この約定利率は、預入日に定めた利率とします。）を適用します。

- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の1年後の応当日前に解約する場合および共通規定第4条第4項から第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上